

## 大分市週休2日工事实施要領 (営繕工事編)

### 1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、大分市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休2日の普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

### 2 週休2日の定義

#### (1) 現場閉所型週休2日制(月単位)

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は行わないことをいう。

#### (2) 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は行わないことをいう。

受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。1週間の定義は「土曜日から金曜日」とする。

### 3 対象工事

大分市が発注する営繕工事とし、対象工事は特記仕様書に現場閉所型週休2日制(月単位)対象工事であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事
- ② 緊急を要する工事
- ③ その他発注者が指定する工事

施工計画書提出時において、受注者から「現場閉所型完全週休2日制」の実施の意思表示があった場合には、「現場閉所型完全週休2日制」に変更できるものとする。

以下については、現場での作業に該当しない作業とする。

- ア. 臨機の措置(異常気象時等における現場対応や安全パトロール等)
- イ. 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ウ. その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

### 4 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業

を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

## 5 発注方式

現場閉所型週休2日制（月単位）の発注を基本とする。

## 6 実施内容

### （1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「現場閉所型週休2日制（月単位）」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。「現場閉所型完全週休2日制」の実施の意思表示についても監督員に書面で報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

### （2）計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制（月単位）」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「2 週休2日の定義」及び「4 対象期間」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。分離発注工事の場合は、「計画工程表」の作成に当たっては、受注者間で調整を行うこと。

### （3）看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙2 表示例）。

### （4）実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、大分市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

### （5）休日の変更

受注者の責によらず（天候不良含む）、予定している現場閉所日に作業を行う必要が発生した場合は、以下の期間内で振替えることができるものとする。

- ・現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内
- ・現場閉所型完全週休2日制：同一週内（土曜日～金曜日）

### （6）達成の判断

#### ① 現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上であること。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

#### ② 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内（土曜日から金曜日までの一週間内）で振替を行っていること。暦上の土日が2日に満たない週は、その週の土日の日数分以上、現場閉所を行っていること。

※詳細な休日の考え方については、別紙3および別紙4「休日の考え方（営繕工事編）」を参照すること。

#### (7) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

### 7 積算方法等

#### (1) 現場閉所型週休2日制（月単位）、現場閉所型完全週休2日制

当初の予定価格から月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の補正係数に変更を行うものとする。また、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。

なお、予定価格が130万円以下の工事では、週休2日の達成を前提とした補正を行わずに工事費を積算して予定価格を定め、施工後に現場閉所の達成状況に応じて補正するものとし、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

市場単価方式による積算にあたっては、別紙1に示す補正係数を乗じるものとする。見積単価については補正の対象外とする

補正係数等については、下記を適用するものとする。

休日の形態	労務費	現場管理費	率
週休2日 (月単位)	1.02	—	28.5% (8/28日)
完全週休2日	1.02	1.01	—

### 8 工事成績評定の取り扱い

上記に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

本措置による評価は、令和7年度内に完成した工事までを対象とする。

### 9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

別紙1 「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・ 市場単価×改修補正係数
- ・ 補正市場単価×改修補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

①建築工事の補正係数

工種	摘要※	週休2日（月単位） 及び完全週休2日	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.01	
土工事		1.01	
地業工事		1.01	
鉄筋工事		1.01	
コンクリート工事		1.01	
型枠工事		1.01	
鉄骨工事		1.02	
既製コンクリート		1.01	
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	
石工事		1.01	
タイル工事		1.01	
木工事		1.01	
屋根及びとい		1.01	
金属工事	市場単価	1.01	1.09

金属工事	物価資料	1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	
仕上げユニット		1.01	
排水工事		1.01	
舗装工事		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.01	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

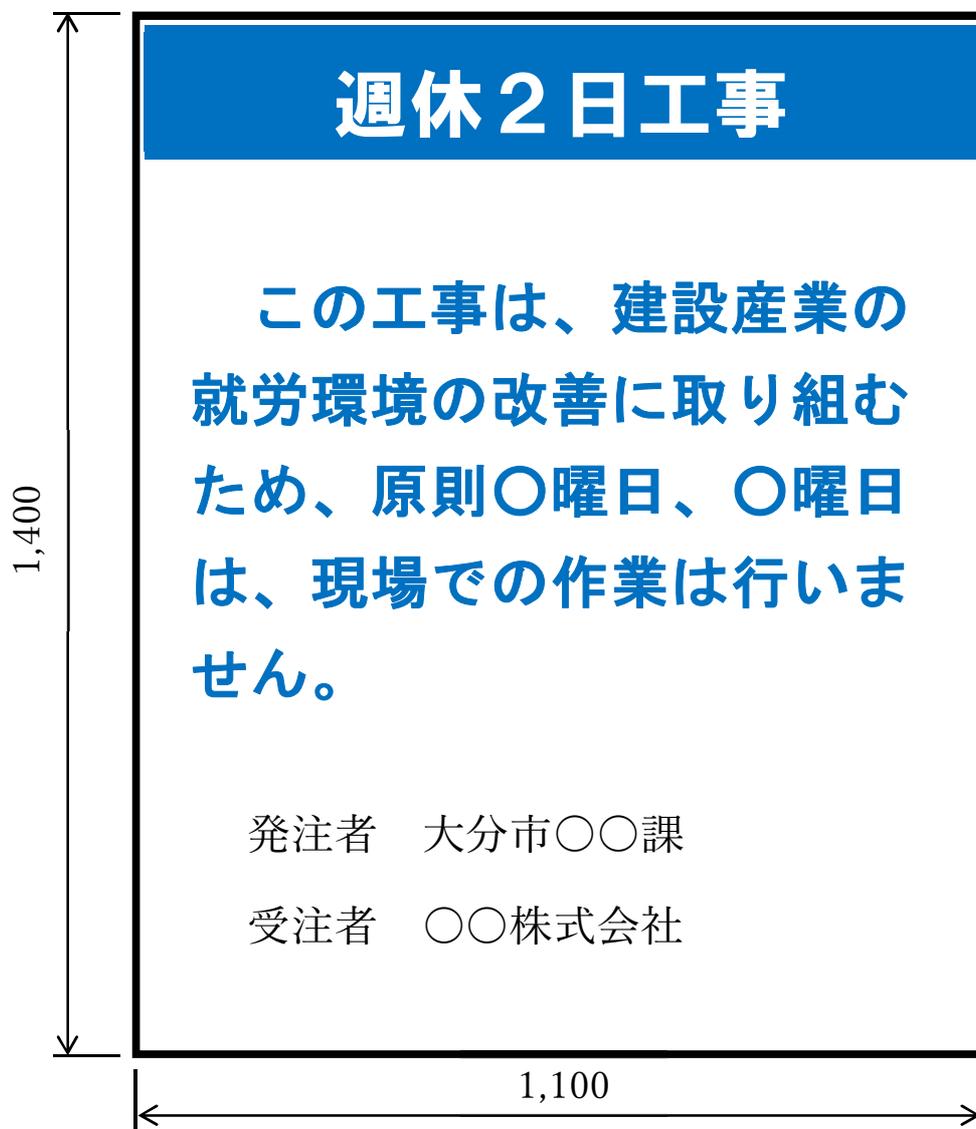
なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

②電気工事における補正係数

工種	摘要	週休2日（月単位） 及び完全週休2日	
		新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	フルボックス	1.00	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	

③機械設備工事における補正係数

工種	摘要	週休2日（月単位） 及び完全週休2日	
		新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等 の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニット除く）	取付手間のみ	1.02	1.22





## 現場閉所型完全週休2日制の休日の考え方

(営繕工事編)

### 〈基本的考え方〉

- ・本取組による休日とは、現場閉所(現場(現場事務所含む)での作業を行わない)とする。
- ・休日の管理は週単位で行い、全ての土日において、現場閉所を実施する。
- ・1週間の定義は「土曜日から金曜日」とする。
- ・工事着手週、工事完成週等、土日が2日間に満たない週については、暦上の土日の日数分以上の現場閉所を行ってれば、達成と判断する。
- ・夏季休暇の3日間(受注者の任意による連続した3日間)、年末年始休休暇の6日間(12/29~1/3)は対象期間から除く。
- ・受注者の責によらず(天候不良含む)、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一週内に限り、振替えを可能とする。
- ・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間、休日から除くことができる。

### 〈参考例〉

月	6			7							暦上の土日の 日数で判断  OK
日	28	29	30	1	2	3	4	休日計	対象期間	土日計	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	0	4	0	
計画	-	-	-					0	4	0	
実績	-	-	-					0	4	0	
備考				着手日							

月	7										OK
日	5	6	7	8	9	10	11	休日計	対象期間	土日計	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	2	7	2	
計画	○	○						2	7	2	
実績	●	●						2	7	2	
備考											

月	7										OK
日	12	13	14	15	16	17	18	休日計	対象期間	土日計	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	2	7	2	
計画	○	○						2	7	2	
実績	◇	●			●			2	7	2	
備考			同一週内で振替			振替日					

月	7										対象の土日の 日数で判断  OK
日	19	20	21	22	23	24	25	休日計	対象期間	土日計	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	2	7	2	
計画	○	○						2	7	2	
実績	-	●						1	7	1	
備考	緊急作業		発注者が作業を要請 振替不可⇒対象外								

月	7							8				NG
日	26	27	28	29	30	31	1	休日計	対象期間	土日計		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	2	7	2		
計画	○	○						2	7	2		
実績		●						1	7	2		
備考	現場作業									現場閉所が1日のため未達成		

### (夏季休暇等を考慮した場合)

月	8										OK
日	9	10	11	12	13	14	15	休日計	対象期間	土日計	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	2	4	2	
計画	○	○			-	-	-	2	4	2	
実績	●	●			-	-	-	2	4	2	
備考					夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇			夏季休暇は対象期間から除く	

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月15日から施行する。

附則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

また、令和7年4月1日時点で契約中の工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年7月15日から施行する。